

平成27年以降の相続税の主な改正点

前回は平成 27 年 1 月 1 日以降に発生する相続についての主な改正点について説明しました。今回は同じく平成 27 年 1 月 1 日以降に贈与により取得する財産に係る贈与税についての主な改正点についてご説明したいと思います。

(1) 贈与税(暦年課税)の税率構造の見直し

各取得分の贈与税の税率のうち、3,000 万円超の金額に対する税率が上がり、最高税率が 50%から 55%へと引き上げられ、税率区分も 6 段階から 8 段階へと変更されます。
 又、新たに直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の 1 月 1 日現在において 20 歳以上の者に限る)については、『特例税率』を適用して贈与税の税額を計算できることとなりました。この特例税率の適用がある財産のことを『特例贈与財産』といい、特例税率の適用がない財産のことを『一般贈与財産』といいます。
 これにより、現行は 1 つだけであった贈与税率が平成 27 年 1 月 1 日以降は『特例贈与財産』の場合と『一般贈与財産』の場合の 2 つになります。

(2) 相続時精算課税の適用要件の変更

適用対象者の範囲の拡大など、適用要件が変更されます。

1. 贈与者の適用要件の変更

現 行	贈与をした年の1月1日において65歳以上の者
改正後	贈与をした年の1月1日において60歳以上の者

2. 受贈者の適用要件の変更

現 行	贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者
	贈与を受けた時において贈与者の推定相続人
改正後	贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者
	贈与を受けた時において贈与者の推定相続人及び孫

・改正前と改正後の贈与税の早見表

基礎控除後の課税価格	改正後		
	税率	一般税率 (一般贈与財産)	特例税率 (特例贈与財産)
～200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 ～300万円以下	15%	15%	15%
300万円超 ～400万円以下	20%	20%	
400万円超 ～600万円以下	30%	30%	20%
600万円超 ～1,000万円以下	40%	40%	30%
1,000万円超～1,500万円以下	50%	45%	40%
1,500万円超～3,000万円以下		50%	45%
3,000万円超～4,500万円以下		55%	50%
4,500万円超～			55%

主な改正点として上記 2 点の概要を挙げました。
 今回の改正ポイントとしては、高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代へ移転させ、その有効活用を通じて消費拡大や経済活性化を図ることかと思います。

もしお子様やお孫様に贈与をご検討されているならば、今回の改正点も頭に入れたうえで実行された方が良いのではないのでしょうか。